

# 年金受給者の方 耳よりニュース

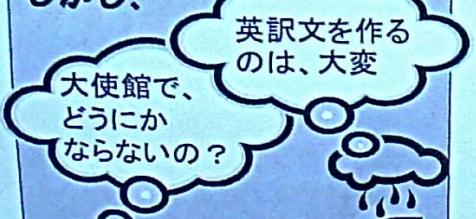
## 公的年金受給証明書の発行について

公的年金受給者が、タイ国での長期滞在許可(ノンイミグラント・ビザ)の延長等の手続をされる際に必要になる証明書についてのお知らせです。

本証明書の申請に際し、  
**従来は・・・**

- ①本人確認の公文書
  - ②年金関係書類の原本
  - ③同英訳文
- の提出が必要でした。

しかし、



というお声が、  
多く寄せられていました。

**これからは、  
英訳文のご用意が  
不要になります！**



当館では、皆様のご要望にお応えするべく、英訳文のご用意が不要な証明類型(公的年金受給証明)を新たに策定することになりました(2月7日(月)発行開始、手数料760バーツ)。

新規必要書類は、①本人確認ができる公文書、②年金関係書類の原本です(発行条件の詳細については、別紙案内をご覧ください)。また、従来通り、ご自身で英訳文をご用意される「署名証明」の証明類型でも申請いただけます。ご不明な点がございましたら、窓口でご相談ください。

在タイ日本国大使館 領事部(2011年1月)